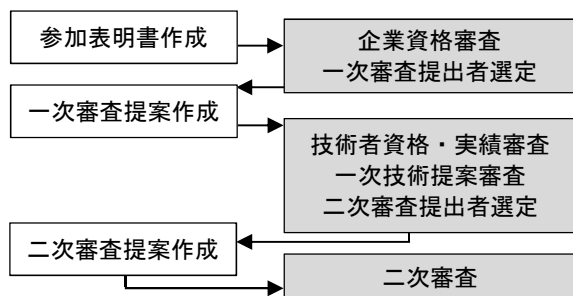


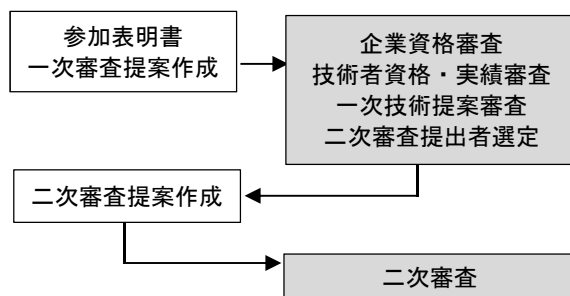
応募資格審査の検討に関する資料（案）

応募資格審査に関し、『A.（仮）事前確認方式』、『B.（仮）一次審査時確認方式』として、設計共同企業体（以下、設計 J V）の組成と併せて検討・比較します。

A：（仮）事前確認方式

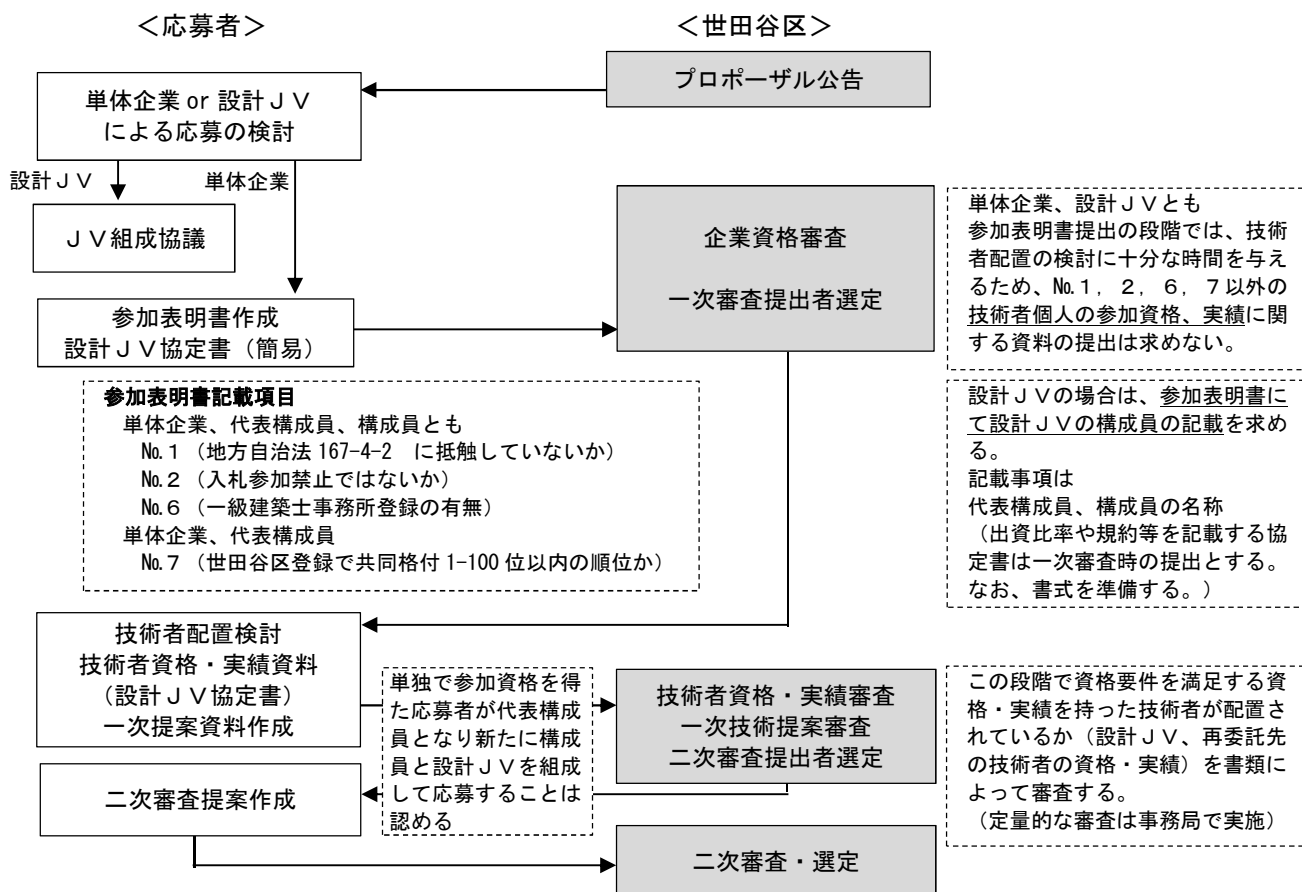


B：（仮）一次審査時確認方式



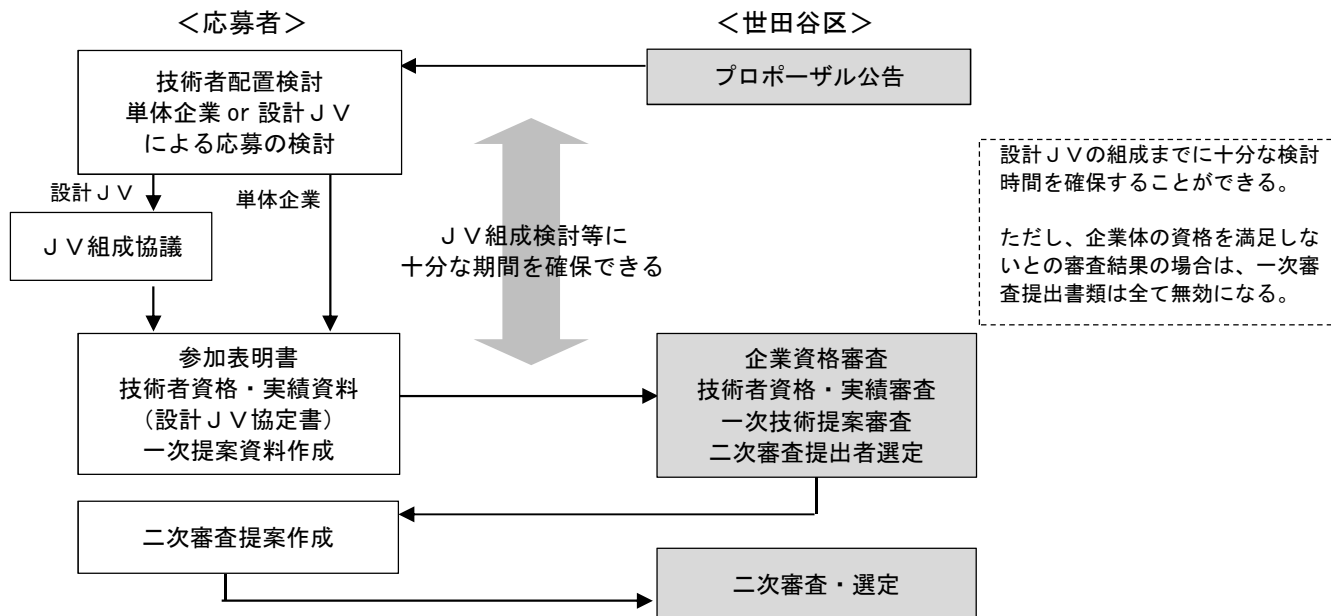
A：（仮）事前確認方式

- ・世田谷区におけるプロポーザル時に通常行われている方式
- ・第 1 回審査委員会【資料 8】に示す資格検討項目のうち、応募者の企業（共同企業体（以下、設計 J V）を含む）としての資格のみに関して記載した参加表明書を求め、内容を審査の上、一次審査に係る提案書提出者を選定する方式
- ・設計 J Vにおいても原則として参加表明書提出時まで、「代表構成員」、「構成員」の名称を記載することとする。但し、設計 J V の組成検討時間確保を考慮し、単独で参加表明書を提出し資格を得た応募者が、一次提案資料提出までに代表構成員に設計 J V を組成し応募することは認めることとする。



B：（仮）一次審査時確認方式

- ・応募資格を持つか否かは自ら判断し、一次審査書類提出時に全て（二次審査書類以外）を求める方式
- ・一次審査書類提出時に、応募者の企業（設計 J Vを含む）及び技術者資格・実績、技術提案を求め、二次審査提出者を選定する方式。



■ 応募資格審査方式の検討・比較

	A. （仮）事前確認方式	B. （仮）一次審査時確認方式
検討期間 (設計 J V 組成の十分な検討期間確保により、多くの応募が期待できるか)	参加表明書提出までに単体企業、設計 J V での応募の意思決定が必要。(ただし、単体で参加表明書を提出し、参加資格を得た応募者が代表構成員となり設計 J V を組成し、一次提案までに設計 J V 協定書の提出の上、応募することは可能とすることで、設計 J V 組成の検討期間を確保することは可能) (J V 協定書正式版は一次提案提出時) 【事例】 千葉市庁舎設計プロポは、公告から参加表明書提出まで 2 週間 (JV 構成員記載) 府中市庁舎設計プロポは、公告から参加表明書提出まで 1 ヶ月	単体企業、設計 J V の組成検討は一次応募までなので比較的十分な期間が設定できる。 (区としては、一次応募締め切りまでは何社が参加するかの数字はつかめない) 【事例】 清瀬市庁舎設計プロポは、公告から参加表明書提出まで約 1.5 か月 (JV 構成員はこの時点で提出。JV 協定書は二次応募時 (約 3 週間後))
応募者の負担	事前に資格審査が行われるため、企業体としての資格を満足していない企業が、技術者実績資料や一次提案書を作りこむことはない。 (無駄な作業は発生しない) 企業としての参加表明時の資格審査資料も項目は少ないので作成の負担も大きくはない。	仮に企業体としての資格審査により非選定となった場合は一次提案書の作成が無駄になる。(応募者の責任とはなるが)
世田谷区の負担	参加表明書提出期間を短縮するためには、資格に関する質疑及び回答を短期間で行う必要がある。 (両方式どちらでも審査する項目に差はない)	一度に多くの書類を審査する可能性が高いため短期間での集中作業となる。 (両方式どちらでも審査する項目に差はない)

上記の検討結果から、事務局としては応募書類の提出日程を十分に考慮した上で、「**A. （仮）事前確認方式**」が望ましいと考えます。

以上